

# 35 乍恐以書附御訴訟奉申上候 \*写

天和元年（1681年）

寛文2年（1662年）、沼田藩5代藩主真田信利は、3万石の沼田領に拡大検地を実施して14万4千石余りを打ち出しました。この石高を基に増税を課したため、沼田領の農民は年貢納入に苦しみました。この農民の窮状を訴えようと月夜野村（現みななかみ町月夜野）の杉木茂左衛門が単身越訴した結果、真田氏は改易になったと伝えられています。この文書は、その際の訴状の写と思われます。願人の「三郎左衛門」は杉木茂左衛門のことであると考えられます。

原沢正明家文書 P8713 No.104



作付種慈心相勤為有百姓其自操

夫倉可貯積實意父母妻子山拾

野道或致他事以方不若者其較能

計獨有老飢死任勞村區保軍

此度國程嫌故倍令方不致保軍

疲倦艱奉古程後百姓切運保

不願一命後後在入運割不恐死村

重程中折治有中以済運建村

程儀始末云々皆悉有性因窮お道

一命津救存中重以種有江在事公

天和元年 願年

真田伊賀守領分

上野 國利根郡九拾五箇村

同 國吾妻郡七拾五箇村

同 國勢多郡七箇村

右三方石願人惣代

同 國利根郡月夜野町

三郎左衛門

【35】 乍恐以書附御訴訟奉申上候

(P8713 原沢正明家文書 No.104)

〔読み下し文〕

恐れながら書附を以つて御訴訟申し上げ奉り候

一、真田伊賀守領分、上野国利根郡九拾五箇村、吾妻郡七十五ヶ村、勢多郡七ヶ村、合せて百七拾(七脱カ)箇村にて、古代より三万石有来り候処、天下の制法、更に肆ほしいままごと事行れ、去寛文二年壬寅歳、御自分の御檢地入、田畑の高下高き俣に大木山林の除き之れ無く、拾六万石余りに遊ばされ、是れより日々邪帰増長し、謂れ無き運上・物成相富み御取箇高免御取り上げ、百姓相続相成るべく様も御座無く候、近年飢饉相続き、葛・蕨・木の実等にて一命を繋げ罷り有り候処、此度両国橋御請け負い遊ばされ、材木山出しの儀に付き、御領分百姓過役に仰せ付けられ、黙止もくしし難く相勤め候らえども、百姓其の日稼ぎの夫食貯えるべく様も之れ無く、父母妻子山に捨て野に遁のがし、或いは他参致し、行方知れざる者其の数計り難し、独り身の者は飢死仕り候らえども、村里傍輩とて迎も同様の始末故、之れに依り合力致すべく様も之れ無く、疲倦艱事ひげんなんじの苦難を凌ぎ、百姓切り止め迷い、之れに依り、一命を顧みず、民のため人のため強訴の罪科を恐れず、抛よんどころ無く御訴訟申し上げ奉り候、御慈悲を以つて村々難儀の始末聞こし召され、惣百姓困窮相遁のがれ、一命御救い下し置かれ候らば、有難き仕合せに存じ奉り候、以上、

(二六八) 天和元辛酉年

真田伊賀守領分

上野 國利根郡九拾五箇村

同 國吾妻郡七拾五箇村

同 國勢多郡 七箇村

右三方石願人惣代

同 國利根郡月夜野町

願人

三郎左衛門